

第 1 7 9 回 愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議 案 名	提出ブロック	頁
第 1 号	地方公共団体情報システムの標準化・ 共通化に係る支援について	東尾張	4
第 2 号	燃料価格、物価高騰に係る財政支援の 充実について	東尾張	5
第 3 号	ふるさと納税における住民税の減収の 補填について	西三河	6
第 4 号	小中学校における医療的ケア児等に係 る看護師配置助成について	西尾張	7
第 5 号	特別支援教育就学奨励費補助金の対象 範囲の拡大について	知多	8
第 6 号	保育士の配置基準の改善及び財源の確 保について	東尾張	9
第 7 号	市町村が行う地域生活支援事業に要す る費用に係る国の補助額算定方法等の 明確化等について	西三河	1 0
第 8 号	民生委員（児童委員）の推薦に係る要 件の見直しについて	西三河	1 1
第 9 号	帯状疱疹ワクチン接種事業に係る事業 費補助について	西尾張	1 2
第 10 号	HPV（ヒトパピローマウイルス）ワ クチンに係る財政支援について	東尾張	1 3
第 11 号	狭あい道路整備等促進事業（狭あい道 路拡幅整備事業）の継続について	知多	1 4
第 12 号	重要港湾衣浦港外港地区（衣浦ポート アイランド）における新たなふ頭整備 について	西三河	1 5
第 13 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度につ いて	名古屋 東尾張	1 6

議案番号	議 案 名	提出ブロック	頁
第 14 号	循環型社会形成推進交付金の交付要件の追加について	西尾張	17
第 15 号	広域に跨るバス路線への支援について	東三河	18
第 16 号	タクシー運行台数の増加のための事業者への支援について	東尾張	19
第 17 号	G I G A スクール構想 I C T 環境整備並びに I C T 支援員配置費用における持続的な財政支援について	西尾張 東尾張 知多	20

第 1 号議案

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る支援
について

東尾張ブロック 提出

情報システムの標準化・共通化の実施に当たっては、令和 4 年 8 月までに全ての標準仕様書が作成され、令和 7 年度までの移行期限を踏まえた上で、スケジュールを整理しているところですが、複数のベンダーからは、現時点での標準仕様書の粒度が粗く、今後も標準仕様書の改版が見込まれる業務があることから開発が間に合わない、事業から撤退するといった意見が寄せられています。

既存システムの中には、標準化・共通化の時期を目途にシステムのサポートを終了するものもあり、調達による更新を検討しておりますが、標準化システムの開発に着手しているベンダー複数社からは、人手不足から今まで取引をしていない自治体に対しては、パッケージを提供しないという回答で、標準化・共通化の見通しが立たないシステムもあります。

さらに、一部システム等に関してベンダーから見積りが得られていますが、そのシステム関連のみで国庫補助金の限度額を超える費用を要する場合があります。

よって、国におかれては、**地方公共団体情報システムの標準化・共通化の円滑な実施のため、移行期限の弾力化及び補助金の拡充に加えて、ベンダーと地方自治体のマッチング等の支援を実施していただくよう要望します。**

第 2 号議案

燃料価格、物価高騰に係る財政支援の充実について

東尾張ブロック 提出

国は燃料価格、物価高騰に対し、矢継ぎ早に政策を打ち出しておりますが、これらは臨時交付金や地方交付税の増額などで財源が手当てされています。

しかしながら、想定を上回る光熱費や印刷費などの需用費の増加が、地方自治体の財政を圧迫しており、今後の社会経済動向によっては、不交付団体においても急速に財政の悪化が進行するおそれがあります。

加えて、国が全国的に新たに進めていく出産・子育て応援交付金に係る事業については、財源の6分の1が市町村負担となっており、さらに財政を圧迫する要因にもなりかねません。

よって、国におかれては、**住民が利用する公共施設の運営・管理に支障をきたすことがないよう、公共施設の光熱費等に対して、全ての地方自治体に公平にいきわたる財政支援の充実を要望します。**

第 3 号議案

ふるさと納税における住民税の減収の補填について

西三河ブロック 提出

全国的なふるさと納税の活発化に伴い、寄附額が増収となった一部の自治体においては、寄附金収入が貴重な財源となり制度の目的を達成している一方で、寄附金税額控除の増加により住民税が減収となっている自治体では、減収額の増加が続き、看過できない状況となっています。

西三河地域全体としては、個人市民税の減収額が大きく、令和 3 年度のふるさと納税による減収額は、西三河 9 市で約 21 億円に達しました。

ふるさと納税による減収は、地方交付税により減収額の 75% が補填される仕組みとなっていますが、地方交付税の不交付団体には補填がなく、減収額がそのままマイナスとなってしまうため、不交付団体においては、ふるさと納税制度による減収の影響を大きく受けております。

さらに、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度については、本来であれば国が所得税から控除すべき金額を、地方自治体の住民税からの控除で負担する仕組みになっており、自治体にとっては減収額が増加する一因となっています。

不交付団体については、寄附金税額控除額による減収を基準財政収入額に算入したうえで、基準財政需要額が基準財政収入額を超えないため、補填がないことは理解しておりますが、財政運営への深刻な影響や行政サービスの低下について非常に強い危機感を持っております。

よって、国におかれては、**ワンストップ特例制度によって地方自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金の交付等の適切な方法により、補填することを要望します。**

第4号議案

小中学校における医療的ケア児等に係る看護師配置助成
について

西尾張ブロック 提出

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、学校の設置者は医療的ケア児及び保護者の意思を最大限に尊重した、看護師の配置等の適切な支援を行う責務を有するとされています。

医療的ケア児が増加する中、同法の施行により、保護者が希望する医療的ケア児の就学先が、従来の特別支援学校から居住地の小中学校へシフトする事例が増加し、小中学校における医療的ケア看護師の需要が急増していますが、医療的ケア看護師の配置は、市にとって財政負担が大きく、財源確保が困難な状況にあります。

看護師の慢性的な人員不足の中、財政事情も相まってその確保が困難であり、保護者の意思に十分配慮できない状況です。

よって、国におかれては、**小中学校における医療的ケアの看護師配置に係る財政支援の更なる拡充を要望します。**

第 5 号議案

特別支援教育就学奨励費補助金の対象範囲の拡大について

知多ブロック 提出

令和 3 年 9 月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことに伴い、地方公共団体は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」こととなり、半田市においても看護師を配置するなど、医療的ケアを必要とする児童生徒を支援する体制を整えました。

半田市の中学校に在籍する重度の肢体不自由の生徒も修学旅行への参加を希望しておりますが、常時の医療的ケアを必要とすることから、付添人が同行する必要があります。

また、法施行に伴い、今後も半田市に限らず特別支援学級に在籍する医療的ケアが必要な重度の肢体不自由の児童生徒が増加し、同様に修学旅行等に付添人が同行することが見込まれます。

よって、国におかれては、**特別支援教育就学奨励費**について、**特別支援学校に通学する肢体不自由又は重度・重複障害の児童生徒のみを対象としている修学旅行費の付添人経費の補助を、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒にも認めていただくよう要望します。**

第6号議案

保育士の配置基準の改善及び財源の確保について

東尾張ブロック 提出

安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供が求められています。

最近の社会情勢などを踏まえると、コロナ禍の中、今まで以上に保育士が保護者と丁寧に関わることが求められ、保育現場は逼迫し、保育サービスの担い手の確保が喫緊の課題となっています。

近年、小学校では、約40年ぶりに順次35人学級とする学級編成となり、配置基準が見直されました。

しかしながら、保育所については、4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）において70年以上変わらないままであり改善が必要です。

子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスを提供するためには、一定の基準のもとに、保育所等が弾力的に保育士の配置（加配）を行う場合の経費に対する財源措置に加えて、保育士確保と定着に向け更なる対応が必要です。

よって、国におかれては、**保育所等における保育士の配置基準を早急に見直すとともに、配置に要する経費のための必要財源を十分に確保するよう要望します。**

第 7 号 議 案

市町村が行う地域生活支援事業に要する費用に係る国の補助額算定方法等の明確化等について

西三河ブロック 提出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 9 2 条第 6 号により、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用は市町村が支弁することとされ、当該費用に対して、都道府県は同法第 9 4 条第 2 項により当該都道府県の予算の範囲内において 1 0 0 分の 2 5 以内を、国は同法第 9 5 条第 2 項第 2 号により予算の範囲内において 1 0 0 分の 5 0 以内を、それぞれ、政令で定めるところにより補助することができることとされています。

国庫補助金について国は、地域生活支援費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱の 5 において、地域生活支援事業費等補助金の交付額の算定方法を定めており、その算定方法は、国庫補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とすることとされています。

しかしながら、国庫補助基準額は厚生労働大臣が必要と認めた額とされているのみであり、基準となる金額や上限額の有無など様々な点が、要綱上も交付決定過程でも明らかにされていないため、補助金交付申請に当たり記載する実支出見込額のうち、どの経費が認められ、どの経費が認められなかったのか及びその理由が不明のまま、内示の段階で国庫補助基準額として、総事業費に対して減額して示されます。

よって、国におかれては、**市町村が行う地域生活支援事業について、各市町村における補助対象経費の実支出額の 1 0 0 分の 5 0 を補助するために必要な予算を確保するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 4 5 条の 2 に規定する国及び都道府県の市町村に対する補助額の算定基礎となる厚生労働大臣が定める基準において算定根拠を明確化するよう要望します。**

第 8 号議案

民生委員（児童委員）の推薦に係る要件の見直しについて

西三河ブロック 提出

民生委員法第 6 条第 1 項の規定により、市町村民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会の選挙権を有する者のうちから適当である者について行うこととされており、当該市町村の民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県知事は、法第 5 条第 2 項の規定により厚生労働大臣に推薦し、当該都道府県知事の推薦を受けた厚生労働大臣は、同条第 1 項の規定により、民生委員を委嘱することとされています。

また、厚生労働省が示す「民生委員・児童委員の選任について」では、「将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること」とされています。

民生委員の改選の際には、町内会など地域に人選をお願いしている自治体が多いところですが、高齢化や社会情勢の変化などから、なり手不足の状況が続き、欠員となる地区も増加し、また、外国人集住地域などにおいては、国籍や年齢を限定すると、対象者がほぼ皆無な場合もあるような状況です。

市民にとっての地域福祉の身近な相談者である民生委員が、住んでいる地区によって欠員が生じ、また、当該欠員状態が継続するようなことは避けるべき状況である中、一斉改選が行われるたびに欠員の生じる地区が増加している現状もあり、今般、民生委員推薦会の委員からも民生委員の推薦に係る国籍要件見直しなどの要望がありました。

よって、国におかれては、**民生委員法第 6 条第 1 項の規定を見直し、議会の議員の選挙権を有しない外国籍の住民を民生委員の推薦対象とするとともに、厚生労働省通知「民生委員・児童委員の選任について」を見直し、市や地域の実情、候補者の健康状態や意欲に応じた推薦を可能とするよう要望します。**

第 9 号議案

带状疱疹ワクチン接種事業に係る事業費補助について

西尾張ブロック 提出

新型コロナウイルス感染症禍における生活態様の変化や新型コロナウイルス感染症感染後の免疫力の低下により、带状疱疹を発症しやすくなっているとの報道等による情報から、带状疱疹ワクチン接種費用への助成に関する問合せや要望が多く寄せられています。

带状疱疹は 80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれていますが、带状疱疹ワクチン接種には、生ワクチンが 1 回接種で約 8,000 円、不活性ワクチンが 2 回接種で約 45,000 円の接種費用がかかるため、被接種者の負担感が非常に大きく、接種機会を逃してしまうことが危惧され、新型コロナウイルス感染症禍における市民の健康管理を考慮すると、早急に带状疱疹ワクチン接種の助成を進める必要があります。

よって、国におかれては、**任意接種である带状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施する自治体に対する事業費補助の創設を要望します。**

第10号議案

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンに係る財政
支援について

東尾張ブロック 提出

平成25年4月1日予防接種法の一部を改正する法律が施行され、HPVワクチンの定期接種が開始されました。以降、疼痛や運動障害を中心とした多様な症状の報告がされたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、同年6月14日以降、積極的勧奨が差し控えられました。

その後HPVワクチンの安全性や有効性等について検討が重ねられ、令和3年11月26日通知により令和4年4月1日から積極的勧奨を再開することが決定され、また、積極的勧奨が差し控えられた期間に接種対象年齢であった方に対しても、キャッチアップ接種の機会が創設されました。

また、令和5年4月からは、9価HPVワクチンも定期接種及びキャッチアップ接種で使用可能となります。それに加え、国では、男性に対しても4価HPVワクチンの接種を定期接種として位置付ける検討をしています。

このことから、HPVワクチン接種に係る費用が著しく増加すると予想されますが、現行の予防接種法では、定期接種の実施は市町村の責務であり、その費用は市町村が負担することになっています。

費用は、地方交付税で措置されていますが、不交付団体にとっては大きな財政負担となっています。

よって、国におかれては、**交付団体、不交付団体にかかわらず、国の責任において、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種費用の全額負担を要望します。**

第 1 1 号議案

狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）
の継続について

知多ブロック 提出

狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）は、生活道路の安全な通行確保や、消防車・救急車等の緊急車両の通行確保、火災延焼の防止等を行うことで、安心・安全なまちの形成を図る重要な事業であり、国の補助制度を活用し、4メートル未満の道路の用地取得、整備を進め、狭あい道路の解消に努めております。

当該補助制度が終了となれば、現在行っている事業の進捗に遅れが生じ、良好な市街地形成の推進に支障をきたすことにもなります。

よって、国におかれては、**令和5年度末が交付金終了予定となっている狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）を継続するよう要望します。**

第 1 2 号議案

重要港湾衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備について

西三河ブロック 提出

衣浦港は、バルク貨物を取り扱い、知多及び西三河地域などの物流・生産活動を支える工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所が立地するなど、エネルギー拠点として中部地域の「ものづくり」産業を支える重要港湾です。

近年では、バイオマス発電や、コロナ禍による紙製品の需要増から、それらの原料である木材チップの輸入が急増しています。さらに、船舶大型化への対応、ふ頭用地と一体で利用できる岸壁の不足といった課題が顕著となっております。

国際競争力の強化、カーボンニュートラル、地域防災力に繋がる衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備は、今後、衣浦港背後圏はもとより、愛知県及び中部圏の産業が発展していくために不可欠であり、早期の整備が必要です。

よって、国におかれては、**衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に、国際海上貨物の取扱拠点となる、水深12mの耐震強化岸壁を有する、新たなふ頭の早期整備を要望します。**

第 1 3 号議案

亜炭鉍廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック 提出

東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉍は、石油等の輸入増大により、昭和40年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡(亜炭鉍廃坑)に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、人的被害があつてからの対応では手遅れであり、陥没があつた地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉍廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施工区域内に亜炭鉍が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉍廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉍廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉍廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第 1 4 号議案

循環型社会形成推進交付金の交付要件の追加について

西尾張ブロック 提出

循環型社会形成推進交付金は、循環型社会の形成を図ることを目的に、廃棄物の 3 R を総合的に推進するため、市町村の 3 R に関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進するための市町村等の策定する循環型社会形成推進地域計画に掲げる廃棄物処理施設の整備に必要な経費に対して支援をするものです。

この交付金における施設の解体事業の交付対象は、新たな廃棄物処理施設を整備する場合の廃焼却施設の解体に限定されていることから、ごみ処理の広域化に伴う施設の集約やし尿処理の下水道との一体化により施設が廃止される場合などにおいて、財政的な問題から廃止施設の解体処理が進まない状況にあります。

よって、国におかれては、**循環型社会形成推進交付金について、し尿処理施設等の廃棄物処理施設に係る解体事業や、新たな施設整備を伴わない廃棄物処理施設の解体事業を交付対象とする等、市町村等の実情に応じたものに見直すことを要望します。**

第15号議案

広域に跨るバス路線への支援について

東三河ブロック 提出

国は地域公共交通確保維持改善事業費補助金において、地域を跨るバス路線については、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を措置しています。

この補助金は、1日当たりの輸送量が15人以上150人以下であることを補助要件の一つとしていますが、東三河地域では、地域間幹線を盛り上げる取組を実施しているものの、この要件を満たさない路線が生じており、また、多くの路線が要件未達に近づいております。

地方においては、国に代わって全額支援することは不可能であり、要件を満たさない路線については廃止せざるを得ない状況です。

現在は特例措置として1日当たりの輸送量が15人を下回っても補助対象となっており、国においても本要件の厳しさは認識されていると考えます。

国は、新型コロナウイルス感染症収束後も公共交通機関の維持は不可欠としている一方、当該補助金の補助要件はコロナ禍以前のものであり、現状に見合った要件に変更する必要があります。

よって、国におかれては、**地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）**について、アフターコロナの需要減少に対応した制度設計を行い、補助要件のうち「1日当たりの輸送量15人以上」について、要件の引下げを要望します。

第 16 号議案

タクシー運行台数の増加のための事業者への支援について

東尾張ブロック 提出

タクシー運転手については、高齢化による退職者の増加や低賃金、長時間労働などの労働環境問題による担い手不足から、以前から運転手不足が問題視されており、厚生労働省において、運転資格の習得等に関する支援策が講じられてきました。

タクシーの利用は、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和に伴い、昼間のみならず夜間においても、需要が増加しておりますが、運行台数の減少により、特に夜間にタクシーを利用できないとの声が市民より寄せられています。

市内のタクシー事業者に聞き取りを行ったところ、夜間のタクシー需要は回復傾向にあるものの、運転手不足により、十分な対応ができていないとのことでした。

よって、国におかれては、**タクシーは公共交通機関の一翼を担う市民生活に欠かせない重要な交通インフラであり、タクシー利用の需要に対応できない状況が続いている今、タクシーの運行台数が増加するよう、タクシー運転手の労働環境を始め、タクシー事業者への支援や運行に係る規制緩和の措置などの効果的な支援策を講じるよう要望します。**

第 1 7 号議案

G I G A スクール構想 I C T 環境整備並びに I C T 支援員配置費用における持続的な財政支援について

西尾張ブロック 提出
東尾張ブロック 提出
知多ブロック 提出

G I G A スクール構想について、導入時には国の財政支援がありました。が、端末機器に係る修繕費用や児童生徒の増加による追加導入等に係る費用、教育用ソフトウェアの費用、ネットワーク環境の更新費用等については財政支援がなく、市町村にとって大きな財政負担となっています。

端末機器の更新費用については、公立学校情報機器整備費補助金の補助対象とされていますが、令和 7 年度には令和 2 年度に導入した端末の更新時期を迎え、現在、端末の単価が当初導入時の約 2 倍と大幅に上昇していることから、今後も継続的な支援が必要です。

また、I C T 支援員の配置費用については、教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画に基づき、令和 6 年度までは地方財政措置が講じられる予定とされていますが、令和 7 年度以降については、未定となっています。

よって、国におかれては、G I G A スクール構想を持続可能なものとし、自治体間の教育格差が生じないように、端末機器の修繕、追加導入・更新、教育用ソフトウェア、ネットワーク環境の更新等 I C T 環境整備に係る費用並びに I C T 支援員配置費用について、継続的かつ十分な財政支援をしていただくよう要望します。